

業 務 委 託 契 約 書 （案）

1	件 名	守口市立小中学校LED照明設備賃貸借
2	対 象 の 位 置	庭窪小学校（守口市佐太中町1-6-10） 他11校
3	履 行 期 間	着 手 契約締結日 完 成 令和18年3月31日 地方自治法施行令第167条の17及び守口市長期継続契約に関する条例第2条第1号に基づく長期継続契約
4	契 約 金 額 （ 予 定 総 額 ）	
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	
	各年度の支払予定額	別紙のとおり
5	支 払 条 件	四半期払
6	契 約 保 証 金	守口市契約規則第21条第7号により納付を免除

上記の使用について、発注者及び受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年6月 日

発 注 者 住 所 守口市京阪本通2丁目5番5号
氏 名 守口市
守口市長 瀬野 憲一

受 注 者 住 所 守口市京阪本通100丁目999番999号
氏 名 守口株式会社
代表取締役 守口 次郎

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立ての管轄は、発注者の事務所の所在地を管轄する大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所とする。
- 10 受注者が共同企業体を結成している場合において、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(契約金額の内訳)

- 第2条 契約金額の内訳は、別紙のとおりとする。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額（単価契約の場合は執行予定額。以下この条において同じ。）の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国、他の地方公共団体又は本市との間で種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (2) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (3) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (4) 契約の目的又はその性質が契約保証金を徴収する必要があると認められるとき。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止及び誓約書の提出）

- 第5条 受注者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、受任者又は下請負人が、守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額（単価契約の場合は執行予定額）が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 受注者が守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱（平成25年9月1日施行）別表に掲げる措置要件に該当し、入札除外措置を受けた場合又は第23条の2第2項第12号アからカまでのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 4 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（法令上の責任等）

- 第6条 受注者は、業務に従事する作業員及び第9条第1項に規定する

業務責任者（以下「作業員等」という。）の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

- 2 受注者は、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

（個人情報保護の保護）

第7条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密の保持及び資料等転用の禁止等）

第8条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

（受注者の業務責任者）

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。

（業務実施計画書の提出）

第10条 受注者は、この契約締結後7日以内に仕様書等に基づいて、業務実施計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 この契約の他の条項の規定により契約期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の訂正を請求することができる。
- 3 第1項の規定は、前項の場合について準用する。

（特許権等の使用）

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書等の特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第12条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 前項の監督職員（以下「監督職員」という。）は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する指示

(2) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(3) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 発注者が監督職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、監督職員を経由して行うものとする。

(臨機の措置)

第13条 受注者は、業務の履行にあたって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議し、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

3 発注者又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、発注者がこれを負担する。

(業務状況の報告)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了届、報告書その他仕様書等に定める書類（以下「業務完了届等」という。）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項に定めるほか、必要と認められるときは、受注者に対して業務の処理状況及びその結果について調査し、又は報告を求めることができる。

(検査)

第15条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく業務完了届等を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、業務完了届等を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務完了届等について検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合において、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

- 第16条 受注者は前条の検査に合格したときは、適法な手続に従って、別紙記載の契約金額内訳書に定める当該完了月分の契約金額の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受理した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。
 - 3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(業務責任者に対する措置請求)

- 第17条 発注者は、業務責任者がその業務の実施につき、著しく不適切と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適切と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(事故発生時の報告)

- 第18条 受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(業務内容の変更等)

- 第19条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議し、書面においてこれを定めるものとする。

(履行遅滞)

第20条 受注者は、業務の履行が受注者の責めに帰する事由により遅滞したときは、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、その延長日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。

（不履行責任）

第21条 受注者は、業務について、契約書に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第22条 受注者は、業務の処理に当たり、この契約書及びこの契約書に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（発注者の任意解除権）

第23条 発注者は、次条又は第24条の規定によるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（発注者の解除権）

第23条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 業務責任者を配置しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残

存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。
 - (8) この契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
 - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (10) 第5条第3項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
 - (11) 第26条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (13) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札参加除外措置を受けたとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第24条 発注者は、この契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 令第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (6) 第5条の規定に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条 第23条の2及び前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第25条の2 発注者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者は変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（受注者の解除権）

第26条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除す

ることができる場合において、発注者に未払となっている契約金額があるときは、受注者の発注者に対する当該契約金額及びこれに係る遅延利息の請求を妨げない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第26条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額（単価契約の場合は執行予定額。以下この条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第23条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 受注者は、第23条の2第2項第12号又は第13号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 発注者は、第23条の2第2項の規定により契約を解除したことにより、発注者に生じた実際の損害額が第1項又は第3項に規定する違約金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することができる。

（賠償の予定）

第27条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第24条第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第24条第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

（契約終了後の処理）

- 第28条 この契約が契約解除その他の理由により終了したときは、受注者は、発注者が貸与したデータ、その他資料の一切を直ちに発注者へ返却しなければならない。この場合において、取込済みデータは、抹消しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定による返却又は抹消のために支出した経費について、名目の如何を問わず、発注者に対しその補償又は金銭を請求することができない。

（相殺）

- 第29条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（紛争の処理）

- 第30条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

（疑義等の決定）

- 第31条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議し、これを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持するとともに、業務従事者の管理体制及び実施体制について、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき報告した事項を変更した場合は、書面により発注者に報告しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおりとする。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取り扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- | |
|--|
| <p>(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> <p>(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。</p> |
|--|

(注) 再委託は、再々委託以降を含み、再委託先は、再々委託先以降を含む。

守口市立小中学校 LED 照明設備賃貸借 仕様書

委 託 名 : 守口市立小中学校 LED 照明設備賃貸借

1 目的

守口市立学校 12 校において、既設の照明器具を LED 照明器具に交換することで、温室効果ガスの排出量の削減を図るとともに、消費電力の抑制、維持管理の削減を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 対象建物

No.	名称	住所	電話番号
1	守口市立庭窪小学校	佐太中町 1-6-10	6901-2369
2	守口市立錦小学校	寺方錦通 2-8-45	6998-3661
3	守口市立金田小学校	金田町 3-11-11	6901-6667
4	守口市立梶小学校	梶町 4-79-12	6902-8300
5	守口市立藤田小学校	藤田町 1-58-18	6903-2321
6	守口市立八雲東小学校	八雲東町 2-77-7	6909-3221
7	守口市立佐太小学校	佐太中町 6-11-51	6902-1171
8	守口市立第一中学校	竹町 12-29	6991-0680
9	守口市立庭窪中学校	佐太中町 4-1-7	6902-6951
10	守口市立梶中学校	梶町 4-28-5	6902-0813
11	守口市立大久保中学校	大久保町 4-23-46	6902-1161
12	守口市立錦中学校	南寺方東通 4-1-31	6998-6610

(2) 賃借物品

- ア LED照明本体及び付属品
- イ 設置作業及び設置作業に必要な資材
- ウ 撤去した既存照明器具の運搬及び廃棄
- エ 賃貸借開始後の維持管理

(3) 数量及び設置場所

施設ごとに別紙 1 「LED照明仕様一覧表」(以下、別紙 1) を基に積算すること。

(4) 設置期限

令和 8 年 3 月末日

※半導体資材不足などの市場環境に影響を受け、やむを得ず設置期限の延長が必要となる場合は、工事期間中に発注者に申し出て協議のもと決めるものとする。

※設置が完了した日から履行開始日の前日までの期間を正式な運用に向けた試用期間として設定し、履行開始日から運用を開始するものとする。

(5) 賃借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 (10 年間)

※やむを得ず設置期限を延長した場合は、発注者と協議の上で賃借契約開始月を決め

る。

(6) 賃借契約期間満了時の取り扱い

賃借期間満了後は、発注者へ無償譲渡するものとする。

3 履行内容

(1) LED 照明器具（物品）及び設置に必要な付属品一式の調達

LED 照明器具及び光源は、未使用品であること。

(2) 既設照明設備の撤去、処分

(3) LED 照明の設置作業

(4) 賃貸借開始後の賃借物品の維持管理

4 照明器具（物品）仕様

(1) 共通

ア LED 照明は、別紙 1 に示す仕様を満たすものを調達すること。

定格光束(1m)は規定値以上、消費電力(W)は規定値以下での応札は認める。落札後、発注者より要求があった際は、設置前に設置予定品が当仕様の条件を満たしている事を示すカタログや仕様書を提出し発注者の承認を得ること。

交換方式に関しては別紙 1 の交換方式の通りとする。

Ⅰ) 石綿工事に係る場合、「みなし」として施工を行うこととする。またその際に発生した費用は原則、受注者負担とする。ただし施工方法は別途市と協議を行うこと。

Ⅱ) ベースライト形、ダウンライト形、高天井形の LED 照明は、日本照明工業会が HP で公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類の LED 照明についても、同様とすること)。

ウ 光源 (LED) 寿命は、40,000 時間以上の製品とする。

エ 照明器具等は、ISO9001 (品質) の認証取得工場で製造していること。

オ 照明器具等は、ISO14001 (環境) の認証取得工場で製造していること。

カ 別紙 1 に調光の指定のある教室に関しては ICT 授業を行うことを想定し、無線での調光が可能であること。仕様は下記のとおりとする。

Ⅰ) スイッチによる簡易的な操作が可能であること。(リモコンでの操作については操作時間・紛失の恐れ・管理面・運用面の観点から不可)

Ⅱ) 上記スイッチに関して、維持管理の観点より電池式は不可とし、常時給電とすると。

またスイッチにより回路ごとの ON/OFF、調光がワンタッチで可能なこと。回路分けについては落札後発注者と別途協議の上実施すること。

Ⅲ) 現場の要望に応じて既存回路に関係なく 4 シーン以上の対応が可能であること。

キ 照明器具には、当契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付し、仕様については落札後に発注者と協議の上決定すること。

ク 学校保健安全法第 6 条第 1 項に規定する学校環境衛生基準により定められた照度を満たすよう LED 照明器具を設置すること。

(2) ベースライト形

ア 光源 (LED) 寿命は、40,000 時間以上の製品とする。

(3) 直管型 LED ランプ

- ア ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- イ 既存安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するよう改修し、LED ランプを設置すること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事をする。また安定器は残置すること。
- ウ 既設安定器のバイパス（切離し）を必要としない直管型 LED ランプは不可とする。
- エ 導入される機器について、JLMA301:2020 AC 直結 G13 口金直管 LED 光源安全規格に適合した機器の使用も可とする。同製品を導入する場合には、AC 直結 G13 口金直管 LED 光源に対する追加要求事項も順守すること。

(4) その他

照明器具は、納品前に納入仕様書を提出し、発注者の承諾を得ること。仕様書を満足しない場合、契約不履行となることから留意すること。また、その際仕様について、発注者より追加要望等がある場合は協議を行うこと。

5 工事（設置）仕様

- (1) 契約後、速やかに工事計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 設置前に現場調査・回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。調査等において仕様書との相違を発見した場合には速やかに発注者へ報告し、内容について協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (4) 作業範囲は養生すること。また必要に応じて、通路や資材置場なども各部養生すること。
- (5) 設置作業にあたっての安全管理については、事前に打合せを行い、落札事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (6) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施し、その範囲については発生時に協議の上決定すること。
- (7) 吊り下げ器具（吊りボルト等）に関しては原則直付器具に変更すること。その際石綿工事に係る場合、「みなし」として施工を行うこととする。またその際に発生した費用は原則、受注者負担とする。ただし施工方法は別途市と協議を行うこと。
- (8) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (9) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (10) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の対象施設敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (11) 設置作業は基本的に閉庁日・閉館日とし、作業時間は落札後に発注者と協議する。ただし夜間作業となることも想定して応札とすること。
- (12) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (13) 撤去した既存照明器具については、落札事業者で処分するものとする。
- (14) 撤去した照明器具等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (15) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築(改修)工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。
- (16) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (17) 高所に設置するLED照明器具については、安全対策として落下防止措置（ワイヤー等）を行うこと。

6 物品の保守等

- (1) 保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は落札事業者の負担とする。保証期間経過後の費用は発注者の負担とする。但し非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内においての保守とする。
- (2) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。

7 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。
- (2) (1) にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を落札事業者は発注者に提供するものとする。

8 支払条件

リース料は、契約書に基づき、四半期払いとする。

受注者は、請求月毎に請求書を発注者に提出するものとし、発注者は当該請求書を受理した日から 30 日以内にリース料を支払うものとする。

9 その他、特記

- (1) 賃貸借期間の開始は、2（5）の注意書きのとおり、設置した箇所から順次、器具の仮使用を認めること。
- (2) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。
- (3) 落札事業者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害をてん補するものとする。動産総合保険の費用については、賃借料に含めるものとする。
- (4) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、落札事業者が対応するものとする。
- (5) 設置作業に必要な電力やトイレ・水道等の設備は無償で利用できるものとする。

提出書類

受注者は取替工事にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	施工計画書（作業員名簿・施工体制図）	工事着工前
2	実施工程表	工事着工前
3	機器構成一覧表	工事着工前
4	機器仕様書	検査時
5	工事写真（施工前、施工後）※撮影箇所は協議	検査時
6	絶縁抵抗値結果（施工前、施工後）	検査時
7	廃棄物マニフェスト	検査時
8	アフターフォロー体制表	検査時

別紙3 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	制度の変更	法令・許認可の変更	○	○
	調達価格の高騰	リース物件等の調達価格の高騰		○
	金利の変動	金利の変動		○
	リース期間満了前の事業の中止	施設廃止など発注者の責・都合によるもの	○	
		受注者による事業撤退、破綻等によるもの		○
設置段階	敷地等の提供	施設運営に支障のない範囲内での施設敷地等の資材置場としての提供	○	
	資材の管理	施設敷地内等に資材置場を設けた場合の仮置きした物品・資材の管理		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	安全性の確保・環境の保全	設置作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	設置作業に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	工事費増大	受注者の指示・判断によるもの。 受注者の判断の不備・施工不良によるもの		○
		発注者の指示・判断による仕様変更によるもの	○	
	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○
	リース物件の損傷・障害	リース開始前におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		リース開始前におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、上記以外のもの		○

維持管理関係	市有施設の損傷	設置作業に起因して施設に生じた損傷		○
	工事遅延・未完工	発注者の責による設置の遅延・未完工によるリース開始の遅延	○	
		受注者の責による設置の遅延・未完工によるリース開始の遅延		○
	保険	リース期間におけるリース物品の保守・保証に係るリスクを保証する保険		○
	リース物件の日常管理	リース物件に関する日常的な維持管理	○	
	安全性の確保・環境の保全	受注者がリース物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	受注者がリース物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業を原因として生じた第三者への損害に対する賠償		○
		リース物件の脱落・落下（発注者の責によるもの及び施設の瑕疵に起因するものを除く）、仕様不適合（施工不良を含む）、製品不良に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	リース物件の損傷・障害	リース期間中におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		リース期間中におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、受注者の責及び製品不良によるもの		○
		リース期間中におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、落雷等の受注者の責及び製品不良によらないものの内、動産総合保険の保証範囲内のもの		○
		上記３項目以外であって天災等の不可抗力に起因するもの	○	○
	市有施設の損傷	受注者がリース物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業に起因して施設に生じた損傷		○
		リース物件の不具合、施工不良、製品不良に起因して施設に生じた損傷		○